

## 第三者点検における主な意見等

対象箇所	意見等内容	市の対応・考え方
① 「I 基本情報」 「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」 「システム1」 「③他システムとの接続」  ② 「I 基本情報」 「(別添1) 事務の内容」	① 「その他」として、「標準システム」、「標準外システム」と記述されており、具体システムについてヒアリングしたところ、「I 基本情報」「(別添1) 事務の内容」の図中「他業務システム」が該当とのことでした。記載名称が正しいか、再度確認ください。 ② 「府内連携基盤」と「他業務システム」との情報の流れについては、記述がありませんでした。情報の流れの有無について再度確認ください。	システム名称、システム同士の接続状況について記載内容を整理するとともに、記載漏れについて追記修正しました。
「I 基本情報」 「(別添1) 事務の内容」	別添1 付図の記述内容についてヒアリングしたところ、「住民基本台帳システム」から「府内連携基盤」に対する個人番号を含むデータの流れがあることを確認しました。しかしながら、図中にはデータの流れを表す矢印の記載がませんでした。	システム名称、システム同士の接続状況について記載内容を整理するとともに、記載漏れについて追記修正しました。
「II 特定個人情報ファイルの概要」 「3. 特定個人情報の入手・使用」 「⑥使用目的」	ヒアリングにて、番号法第9条に定める利用範囲内での使用目的であることを確認しましたが、評価書の記述からは利用の範囲が明確ではありませんでした。評価書の記述内容について、再度確認ください。	根拠法令を明示した記載内容に改めました。
「II 特定個人情報ファイルの概要」 「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 「委託事項2」 「⑦再委託の有無」	「再委託する」が選択されておりましたが、ヒアリング及び契約書を確認したところ、再委託の実績はありませんでした。なお、現行契約の契約書類においては、再委託する場合の許諾の方法の基準や手続きの記載があり、「II 特定個人情報ファイルの概要」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項2」「⑧再委託の許諾方法」の記述内容は適切でした。	事業者から市への承認申請があれば再委託が生じうことから「再委託する」と記載していましたが、評価書作成時点の状況に基づき修正しました。
「II 特定個人情報ファイルの概要」 「5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）」 「提供・移転の有無」	提供を行っている件数が記載されていますが、提供件数の算出根拠についてヒアリングしたところ、「II 特定個人情報ファイルの概要」「5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）」「提供先1」の件数を算出しており、「提供先2から6」が算出されていない可能性がありました。それぞれの提供件数が計上されているか、再度確認ください。	計数誤りがあったことから、件数を修正しました。
「III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」 「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 「・委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク・委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク・委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク・委託契約終了後の不正な使用等のリスク・再委託に関するリスク」「特定個人情報の消去ルール」「ルールの内容及びルール遵守の確認方法」	「基幹税務システムのオペレーション業務における措置」の妥当性について、記述のルール遵守の確認方法に対して、ルールの内容が明確に記載されていませんでした。ルールの内容に対する遵守確認方法が妥当であるか、再確認ください。	ルールの内容を明記するとともに、ルール遵守の確認方法が適切であることを確認しました。